

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、その  
翌日)

## 目次

◇ 告 示 解除予定の保安林  
昭和四十五年六月鳥取県告示第四百四十六号の一部改正  
土地改良事業の認可

〃

〃 土地の用途廃止

〃 基本測量の実施を終わった旨の通知

◇ 選管規則 鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程の一部を改正する規則

◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第八百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字松神字鷺取四六八、四六九の二、四七〇の二、四七

一、四七二、字沖浜一〇六二、字灘山二二一九、一二三三、一二三八、

一二四三の二、一二四四の二、字西灘山二二六四、一二六五の四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第八百二十八号

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百四十六号をもつて告示した保安林予

定森林について、次のとおり変更する旨の通知を受けたので、森林法(昭

和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「大字俵原字菅原二九〇の一、二九〇の二」を「大字俵原字菅原二九〇の二」に改める。

### 鳥取県告示第八百二十九号

北条砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(東園地区農地保全)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十二月十四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十号

関金町長から申請のあつた町営土地改良(泰久寺地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十一号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(大木屋地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十二号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(絹屋地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月二十七日から用途廃止した。

昭和四十五年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市卯垣字下大崩九三ノ二四番地先	二五・二一	水路敷
〃 九三ノ四五番地先	一七・一六	〃

鳥取県告示第八百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量(一等水準測量)
- 二 作業地域 鳥取市、倉吉市、米子市  
西伯郡淡江町、岸本町、大山町、名和町、中山町

日野郡溝口町、日南町、日野町、江府町  
 東伯郡赤碓町、東伯町、大栄町、北条町、羽合町、泊村  
 気高郡青谷町、気高町  
 岩美郡福部村、岩美町  
 八頭郡河原町、智頭町、月瀬町

三 終了年月日 昭和四十五年十月二十日

**選挙管理委員会規則**

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十二月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

**鳥取県選挙管理委員会規則第四号**

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程の一部を改正する規則  
 鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程(昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二日以内」を「二日間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**公 告**

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)第2条の規定により、昭和45年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和45年12月18日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

**1 受験資格**

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定期程(昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定期程(昭和18年文部省令第46号)、旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校、高等女学校教員検定期程(明治41年文部省令第32号)により林業に関する学科目の検定に合格した者
- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第91号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は

旧専門学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は旧実業学校卒業程度検定期程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度

検定期程 (大正14年文部省令第30号) による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和46年2月19日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書(第1号様式)を添え、昭和46年2月5日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和46年1月20日から昭和46年2月10日まで(最終日の消印があるものは有効)

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県農林部造林課

(3) 試験の日時

筆記試験 昭和46年2月19日 9時30分から  
口述試験 昭和46年2月19日13時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度で次の項目について行なう。

必 須 項 目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選 択 項 目	木材加工、林産化学、林業機械

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

3 出願書類

(1) 受験願書(第2号様式)

(2) 履歴書(第3号様式)

(3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書(第4号様式)

(5) 写真(最近6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願

20

書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後 1か月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正の行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はもよりの地方農林振興局林業課に照会すること。郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式

(日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有することの認定を

受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事

殿

記

ふりがな  
氏 名

生年月日

性別

本 籍

現住所

第2号様式

(日本標準規格B5)

収入証紙  
はりつけ欄

受験願書

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 ㊟

鳥取県知事 殿

記

ふりがな  
氏 名  
生年月日  
本 籍  
現住所  
選択項目

性別

第3号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名	生 年 日	性別
本 籍		
現住所		

学 歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所 在 地
年 月		

職 歴

勤務期間	勤 務 場 所	職 名	業 務 内 容
年 年 月 月 月 月 まで			

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏 名 ㊟

0

第4号様式

職 歴 証 明 書

職 名

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

1 試験研究に従事した期間及び勤務場所

2 教育に従事した期間及び勤務場所

3 普及指導に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職名

氏 名

印